

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日付に當る)

## 目 次

◇告 示 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

健康保険法による保険医療機関の指定

ひな白痴検査の実施

保安林の指定の解除

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十一号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一四三五号	金谷拓郎	昭和四十四年六月二十七日
" 第一四三六号	福羅充雄	タ 二十八日
" 第二二五号	上村咲代	"
" 第二二六号	浜崎千恵子	"
" 第二二七号	森田陽子	"
" 第二二八号	水垣美枝子	"
島国薬第二二五号	島国薬第二二五号	昭和四十四年六月二十七日

國立 鳥取療養所	葛内 内 醫院	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 表 点 數 表
鳥取市三津 八七六	境港市外江町 三五四七	内 科、外 科	内 科、外 科	松尾 逸士	昭和四 十四年 七月 一日		
内 科、小 兒科、外 科、齒 科	西伯郡名和町大 中字御来屋 二四屋 三の一 人科、小 兒科、產 婦	小谷 晴彦	"	小谷	六月 十日	"	乙表 点數 表
厚生省	内 科、小 兒科、外 科、齒 科						
"							
七月一日	甲表 点數 表						

院学岡山 三部朝附分院病院	太田原醫院	鳥取縣保健所	國民健康保 險智頭病院	鳥取縣保健所	國立療養院	鳥取縣保健所	國立米子病院	鳥取市立病院	鳥取市立病院	鳥取中央病院	鳥取保健所	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
科内 外科、 産婦人 文 部 省	東伯郡 山田三朝 九町○	宝木八二七	氣高郡氣高 八幡	智頭一八七五 岩美郡國府町大 字奥谷	八頭郡家町 四七七の一 郡家町	精神科、神經科 科整形科 內科、形 外科、小兒科、產婦人 學診療科 內科、耳鼻喉科、泌尿	内科、內科 內科、小兒科、產婦人 科、神經科 內科、眼科、精神科 內科、小兒科、泌尿	内科、內科、 器科、齒科、 內科、小兒科、 耳科、鼻喉科、 內科、小兒科、 泌尿	内科、器科、呼 吸器科、麻醉科 眼科、小兒科、 耳科、鼻喉科、 內科、小兒科、 泌尿	内科、皮膚科、 産婦人科、呼吸器 科、眼科、耳科、 內科、小兒科、 泌尿	内科、鼻咽喉科、 放射線科、整形科 眼科、內科、耳 科、皮膚科、 內科、小兒科、 泌尿	内科、小兒科、 泌尿
		甲 点表 數表	乙 点表 數表									

## 鳥取県告示第四百四十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石

破

二

朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 實施する区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 實施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

林歯科医院	船木歯科医院	足立歯科医院	鳥取県保健所	健保合診	竹康保険
鳥取市立病院	西伯郡名和町	日野郡日野町	長瀬羽合町 根雨字寺門前	"	三朝町民
一丁目	九三一	根雨郡日野町	一九五〇	内科、皮膚科、放射器 科	内科、外科
九三一	一〇九	日野郡日野町	羽合町長	内科、皮膚科、呼吸器 科	穴鴨

## 別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月十一日	羽合町	各種鶏場
" 十三日	関金町	"
" 十四日	"	"
" 十五日	倉吉市	"
" 十六日	"	"
"	"	"

## 鳥取県告示第四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸  
海岸弓浜地区海岸

一	解除に係る保安林の所在場所	東伯郡東伯町大字野田字東谷東平五六六の一から五六六の一七まで、大字篠野谷五六七の九、五六七の八二から五六七の八七まで、大字福永字奥山四五三の一、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一	基点一	鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸	高松町一四八二番の二地先
二	保安林として指定された目的		二	竹内町三五六五番の四四地先	
三	解除の理由		三	三六五九番の二〇地先	
四	指定理由の消滅		四	福定町一八〇二番の八地先	
五			五	上道町三三三〇番の八地先	
六			六	基点六から八〇度四六〇メートルの点	
七			七	基点六から八〇度四六〇メートルの点	
八			八	基点五から八〇度四六〇メートルの点	
九			九	二二七	
"			"	一〇 四 九〇度一三一"	
"			"	一一 三 六三度一二七"	
"			"	一二 二 七三度一二三"	
"			"	一三 一 六五度一二二"	

## 鳥取県告示第四百四十九号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)

て)の一部を次のように改正し、昭和四十四年七月二十九日から施行する。  
昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸の項を次のように改める。